

いわき市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時

令和3年10月18日（月） 10時00分から12時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（31人）

(1) 農業委員（21人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸		23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫		
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
府 川 将 人	農地審査係長
鈴 木 昌 則	農地審査係 主査
福 田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
渡 邊 梓	農地調査係 事務主任

4 欠席者（3人）

8 佐川 良平
13 菅野 綾
16 平田 敬一

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第5回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。

初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第5回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

【資料1】議案説明書の訂正について

【資料2】令和3年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について

【資料3】令和4年農作業労働賃金標準額について

【資料4-1】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定素案について

【資料4-2】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」【素案】

【資料4-3】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」【現行】

【資料5】令和3年度農地利用意向調査の実施について

【資料6】令和3年度福島県下農業委員会大会への参加について(通知)

【資料7】「農の雇用事業」令和3年度第4回募集等の実施について

【資料8】農作業死亡事故多発警報の発令について(通知)

以上、13点です。

いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に替えさせていただきます。

それでは、議席番号2番の四家誠委員、お願い致します。

皆様、御起立の上、黙読ください。

2番
四家委員

-いわき市農業委員会憲章朗読-

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

皆様、御着席ください。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第5回の開催にあたり挨拶申し上げます。

改めまして、おはようございます。

秋の収穫期の最中、御苦労様でございます。

第17期いわき市農業委員会がスタートして3ヶ月となり、総会については、5回を数えております。

第16期から気分も新たにしておりますところでございます。

新型コロナウイルス感染症も、いわき市が非常に感染者が多かったですが、この1週間は感染者が大きく減りました。

原因ははっきりしないものの、委員の皆様をはじめ、感染対策を徹底している賜物であると考えます。

油断はできませんが、いい方向に向かってほしいと考えております。

秋も深まり、農作業も進んでおり、最後の収穫が続くのでしょうかけれども、秋の天気は続かないのが常ですので心配なところです。

今朝も、冬型が強くなり、温度計も5度から6度となっております。

標高の高いところはもっと低いでしょうし、北海道では、初雪も観測されたということで、今年は冬が早いのかなと思っております。

米の収穫も、私は終わりましたが、近所の話を聞くと、例年より良かったという方や、例年並だったという方など様々でございます。

食用米の他に飼料米も作付けしていますが、飼料米は小川町の場合は、梨の選果場に運ぶと、カントリーエレベーターに持っていつでももらえる。

これは、いいなと今年は利用しました。

先日15日の全国農業新聞でも、新潟の例が乗っていましたが、米の価格が2haで30万円程度減るのではないかとのことです。

ということで、これの2倍や3倍、5倍とやっている方は、大きな損失も考えられます。

県の農業会議でも、米の価格下落について何とかしなければならぬということで、JAなど関係団体と協力しながら、県などに意見を述べたところです。

米の価格下落は、これから、本当に心配されるところです。

草野会長	本日は、午前中の時間となりますが、定例となります、農地法に係る許可申請の他に、令和４年農作業労働賃金標準額の協議について御審議を頂きます。 本日は、よろしくお願い致します。
事務局 (阿部次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第６条第１項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日は、通告欠席でございますが、議席番号８番、佐川良平委員、議席番号13番、菅野綾委員、議席番号16番、平田敬一委員でございます。 現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第７条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第５回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第２項の規定により、議長が指名致します。 議席番号10番、岡村泰典委員 11番、鈴木理委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年１月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (阿部次長)	－議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特にございません。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 3 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	本日の議案に入ります前に資料の訂正がございます。 現地調査位置図、8 ページ、申請土地の住所に誤りがありましたので、訂正をお願い致します。 それでは、事務局より説明をさせていただきます。 資料につきましては、議案説明書 4 ページとなります。 地図につきましては、別紙現地調査位置図となりますので、併せてご覧下さい。 番号 1 番から 8 番につきましては、売買による所有権の移転であります。 番号 9 番、10 番につきましては、贈与による所有権の移転であります。 なお、番号 9 番につきましては、新規就農となります。 今月の 3 条申請面積につきましては、田 18,503㎡、畑 10,167㎡、合計 28,670㎡となります。 議案書 6 ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3 条許可が出来ない場合を示した農地

事務局 (鈴木主査)	法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の7ページを御確認ください。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。
15番 新妻委員	議席番号15番、新妻信夫です。 番号1番から9番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	事務局より報告します。 番号10番につきましては、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書 8 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。

説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

議案説明書 10 ページをお開きください。

番号 11 番、申請人より転用面積に誤りがあったとの申し出があり、面積が変更となりますので訂正願います。

併せて、合計面積について、畑 5486.02 m²を 5450.02 m²に、合計 17,488.85 m²を 17,452.85 m²に訂正願います。

それでは案件について説明いたします。

議案説明書 9 ページをお開きください。

また、併せて現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧ください。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。

1 番、平、畑 400 m²、自己住宅建築です。

2 番、小名浜、田 1,549 m²、建築用資材置場です。

3 番、内郷、田 2,023 m²、太陽光発電設備です。

4 番、内郷、田 1,262 m²、資材置場駐車スペースです。

5 番、四倉町、畑 88 m²、駐車場及び住居侵入路です。

6 番、遠野町、田 1,980 m²、従業員運動場です。

7 番、小川町、畑 1,204 m²、太陽光発電設備です。

8 番、小川町、畑 1,640 m²、太陽光発電設備です。

9 番、小川町、畑 1,051 m²、太陽光発電設備です。

10 番、遠野町、田 1,901 m²、公共工事に伴う仮設事務所の設置のための一時転用です。

11 番、三和町、畑 193 m²、駐車場及び倉庫の敷地のための一時転用です。

12 番、川前町、田 3,287.83 m²、畑 874.02 m²、鉄塔周辺工事用地のための一時転用です。

以上、12 件、面積は、田 12,002.83 m²、畑 5,450.02 m²、合計 17,452.85 m²となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

なお、番号 6 番について補足して説明させていただきます。

現地調査位置図の 22 ページをお開きください。

当該案件について現場を確認したところ、地域住民が利用するグラウンドとして使われておりました。

近隣の住民等に事情を確認したところ、当該箇所は、平成 17 年度

事務局
(坂本主査)

に付近で起こった土砂崩れで発生した土を使用して畑として盛り土をしました。

その際、農地改良届は農業委員会に提出しております。

その後、当該土地所有者は、畑として耕作することではなく、地域の市民や老人会がグラウンドとして使用していたとのことでありました。

土地の状態としては、グラウンドとして農地以外の目的で使用されています。

現況を農地として利用していないことについて、申請者は顛末書を提出しており再発防止策を策定しております。

さらに、当該地は、長年にわたり無償で地域の為に提供されています。

以上が、現在の状態がグラウンドとして利用されてきた経緯となります。

なお、当該転用申請については、立地基準は満たしており、当該転用計画による運動場として利用については、周辺農地への影響等はないと判断できます。

そのため、申請内容、計画そのものについては問題ないと考えます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。

14番
石井委員

議席番号14番、石井英毅です。

はじめに、番号1番から番号5番及び番号7番から9番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。

続いて、番号6番の事案について申し上げます。

申請地を確認したところ、先ほどの事務局の説明のとおり、盛土され、土が締まっている状態で、グラウンドとして農業以外の用途に使用されていることを確認しました。

しかし、当該転用計画による周辺農地への影響等が無いと判断でき、申請者は許可を得ずグラウンドとして使用していることについて反省し再発防止を約束しています。

また、長年にわたり無償で地域の為に開放されており、公共の側面に鑑みると、一概にその責を土地所有者だけに負わせることはできないと考えます。

さらに、当該転用申請により、現在の違反状態も解消されることとなります。

14番 石井委員	これらの事情から、当該案件については、許可もやむを得ないと考えます。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、番号1番から5番、7番から12番については、特に問題無いと判断されとのことでした。 また、番号6番については、現況が農地として利用されていないものの、事務局の説明、委員の報告のとおり、許可もやむを得ないとの意見でした。 これらについて、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の5ページを、お開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (渡邊主任)	議案説明書11ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明致します。 初めに訂正がございます。 資料1、議案説明書の訂正についてをご覧ください。 1、議案第3号、いわき市農用地集積計画について。 議案説明書26ページ、項番120番の土地の所在、面積、借賃について、複数人名義に個人名義の土地をまとめて記載してしまったため、複数人名義分の訂正と個人名義分の追加を行うものです。 複数人名義の訂正については、以下の通りです。 個人名義分を追加することにより、貸し手の件数が変更となります。

事務局
(渡邊主任)

す。
なお、筆数、面積等は訂正ございません。
(3)につきましては、項番120について、ご覧の表のとおり、訂正願います。
(4)につきましては、個人名義分として、項番322として新たに追加致します。
2、議案第3号、いわき市農用地利用集積計画議案説明書の追加について。
いわき市農用地利用集積計画第13号については、本資料3ページから5ページについて、第13号を追加するものです。
お詫びのうえ、訂正致します。
では、説明致します。
議案説明書12ページをお開き願います。
農用地利用集積計画第12号から13号の内容について説明致します。
第12号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。
実施地区は、平、四倉。
借り手88件、貸し手234件、対象筆数、田851筆、畑5筆。
面積、田723,698㎡、畑2,220㎡と、なっております。
第13号は、新たに利用権、賃貸借を設定する事案でございます。
実施地区は、四倉。
借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田2筆。
面積、田1,427㎡と、なっております。
なお、議案説明書13ページから47ページ及び追加資料1の3ページから5ページまで農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。
以上、第12号から13号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画については、以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

5 番
田子委員

議席番号5番、田子耕一です。
資料の中で、賃借料が0円という方が、多数見受けられます。
これは、耕作上、土地の立地など何か問題があるのでしょうか。

事務局 (渡邊主任)	説明致します。 議案説明書の中で、賃借料が0円とあるものは、貸し手と借り手が同一の方である場合になります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第3号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、令和3年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	資料2をお開き願います。 令和3年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について説明致します。 趣旨についてですが、いわき市長より令和3年度いわき市農林業賞選考委員会の委員1名の推薦を求められたことから、非推薦者を決定するものです。 いわき市農林業賞表彰要綱の抜粋については、記載のとおりです。 下線部の説明ですが、いわき市農林業賞選考委員会は、別表に掲げる機関及び団体それぞれから市長が選任する委員をもって組織する、とされており、別表の中で、いわき市農業委員会が規定されております。 なお、過去5年間における当農業委員会の被推薦者については、記載のとおり、会長が選出されており、市長から委員に選任されております。 以上、被推薦者の選考をお願い致します。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第４号について説明がありましたが、どのように被推薦者を選出致しますか。 その方法についてお諮り致します。
11番 鈴木委員	議席番号11番、鈴木理です。 この資料にもありますとおり、慣例ということはございますが、農業委員会から推薦した者は、選考委員会の委員となり、選考委員会の委員長にも発足当初から就任しております。 そのようなことから、会長の職にあるものが、最も適当であろうと考えております。
議 長 (草野会長)	他に、御意見はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	それでは、お諮り致します。 議案第４号について、被推薦者を草野庄一委員と決定することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第４号、令和３年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦については、被推薦者を草野庄一委員と決定致します。 次に、報告第１号から報告第３号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書７ページをお開き願います。 【報告第１号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書48ページをお開き願います。 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告致します。 ９月は20件の届出がありました。 合計面積は、田97,322㎡、畑40,896㎡、合計138,218㎡でございます。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 続きまして、議案書８ページをお開き願います。 【報告第２号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書52ページをお開き願います。

事務局
(府川係長)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

9月は1件の届出がありました。

合計面積は、田889㎡、畑0㎡、合計889㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書9ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書54ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

9月は18件の届出がありました。

合計面積は、田5,401.51㎡、畑7,632㎡、合計13,033.51㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議案書10ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書59ページをお開き願います。

9月は4件の合意解約がありました。

合計面積は、田23,214㎡、畑1,216㎡、合計24,430㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。

次の報告第5号については、草野係長から説明致します。

事務局
(草野係長)

議案書11ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書62ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

9月は3件、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田7,800㎡、畑5,476㎡、合計13,276㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議事の報告と致しましては、以上になります。

議長
(草野会長)

以上、報告事項ですので、御承知置き願います。

ここで、協議事項に移る前に、一時休憩と致したいと思います。

只今、10時50分ですので、10分間の休憩とし、再開は11時00分と致します。

(10分間休憩)

議 長
(草野会長)

それでは、全員お揃いですので、議事を再開致します。
次に、協議事項に移りますが、令和4年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

それでは、説明致します。
本日お配りしている、資料3、令和4年農作業労働賃金標準額について、をお開き願います。
併せて、前回の総会でお配りした協議資料も参考にしながらお聞きください。
まず、A4版の資料で本日の協議の流れを説明致します。
前回の第4回総会までの議論の内容を整理し、素案を作成しました。
その素案に基づいて、協議を行っていただければと考えます。
また、前回までに俎上に載っていない事項についても、検討を要する事項について本日協議をお願いします。
次回は、本日の議論を基に、最終素案を示すので、それらを確認しながら最終の協議を進めて参ります。
協議の視点については、再確認するものです。
標準額は、受委託者双方の視点に立って考えなければなりません。
また、標準額でありますので、その作業や機材が一般的なものであるかという点も重要な視点となります。
それらを踏まえ、前回までの議論を行なった上での素案を説明致します。
後ろに付いています、素案1をお開きください。
前回までの協議までの意見をまとめ、改定案を作成しました。
意見として具体的な金額が示されたものについては、改定を加えており、具体的な金額が示されなかったものの、アンケート調査結果で高いや安いなどの意見が出され、受委託者双方の意見があった案件についても朱字で記載しております。
1項目ずつ説明して参ります。
①の育苗については、標準額を730円に改定し、備考欄に配送料は別途と追記しました。
②から⑥の耕起、畔ぬり、代かき、田植、防除については、委員の皆様協議の中で具体的な金額提示はありませんでした、アンケート調査などの意見から再度検討が必要であるものとして、又は何円という表記で示しましたので、協議頂ければと考えます。
また、③の畔ぬりについては、散水は別途と追記しました。

事務局
(金成主査)

⑦のコンバイン作業については、次の項目で検討させていただきます。

⑧のもみ摺については、350円に改定し、処分料を除くと追記しています。

⑨と⑩のもみ摺と同時に行う色彩選別及び色彩選別のみの作業については、もみ摺と同様にそれぞれ50円増額としております。

⑪の畑耕起についても、実際の価格が標準額より高いことから、再度意見をいただきたいと考えます。

以上が、素案1についての説明でございます。

引き続き、素案2についてですが、消費税10%とした価格で表記したものでございます。

なお、具体的に金額改定の提示があった項目については、改定案に対して消費税込みの金額を、それ以外は、現在の標準額を消費税込み金額として表記しております。

次に、コンバインについて説明致します。

第4回協議の中で、機械の導入費用や、燃料代の高止まりなどを受け、刈り取り、乾燥、運搬の3つの業務の合計となっているコンバイン作業について、御意見をいただいたところです。

まず、3つの作業合計を、現在の標準額28,000円から30,000円とするのはどうかという意見がだされました。

一方、乾燥については、現在1反歩単位としているが、取れ高が場所や環境、年によって違ってくるため、取れても取れなくても8,000円という額は見直す余地があるのではないかとの意見もあったところです。

そのため、単位を1袋、又は1俵とするのが適当ではないかとの意見が出されました。

それらの意見を踏まえ、本日は4つの案を御説明させていただきます。

まず、①、案の1になりますが、単価を増額する案でございます。

コンバイン作業の合計額を30,000円とし、機械代、燃料費の負担増を理由に、刈り取り、乾燥、運搬それぞれを按分して増額するというものです。

次に、②の案の2でございます。

乾燥の単位を見直し、最低張込量を150kgとする場合でございます。

考え方としては、乾燥に係る単位を10aから30kgに変更します。

現行の標準額は10a当たり8,000円となりますが、30kgに単位を変更するため、取れ高8俵として計算します。

そうしますと、30kg当たり500円となります。

事務局
(金成主査)

最低張込量は、機材のスペックにより大きな違いがございます。
そのため、1石の150kg、5袋として最低張込量を算出しました。
最低張込量を超える米量については、30kg当たり500円を加算する
ものです。

案の2を用いて標準額を算出しますと、最低張込量は、2,500円と
なり、5袋を超える場合は、6袋目から1袋毎に500円を加算してい
くという考えです。

算定例として、8俵の場合は8,000円、5俵の場合は5,000円、10
俵の場合は10,000円となると考えます。

次の、②の案の3についてです。

これは、乾燥の単位を見直し、基本額を設定する場合でございま
す。

考え方ですが、案の2を用いた場合、最低張込量を1石の150kgで
計算しましたが、実際の乾燥機は、5石から8石を最低張込量とし
ているところが多く、最低でも10a分の取れ高、つまり300kgから400
kgが無いと、乾燥を請け負うことが難しいとの意見がございます。

案の2を用いて計算するとは、8石で20,000円、5石で12,500円
となり、少ない量を依頼したい農家にとって、現実的でない標準額
となります。

また、標準額よりも少ない金額を交渉せざるを得なくなるため、
受委託者双方に標準額を利用するメリットが生じにくくなります。

そのため、乾燥機1基あたり基本額を設定し、その後、取れ高に
応じて応分の単価を加算するというものでございます。

計算方法としては、乾燥機1基あたりの基本額を2,000円から
3,000円とし、最低額として設定します。

その後、出来高30kg毎に500円を加算するものです。

乾燥機により最低張込量が異なるため、基本額で何kgまで対応す
るかについては、機械のスペック等により異なるものと考えます。

最後に、③の案の4でございます。

単位はそのまま、10a当たりの取れ高を8俵と追記する案でござ
います。

②のように、乾燥の単位を変更すると、乾燥機のスペック等によ
り、最低張込量に差異が生じたり、取れ高が少ない場合は妥当性が
十分でないことが想定されます。

そのため、10a当たり8,000円の標準額は、取れ高8俵を想定した
ものである旨を追記し、取れ高が8俵に満たない場合やそれ以上の
場合は、受委託者双方による協議の余地を残してはどうかと考えま
した。

以上が、コンバイン作業における変更点の案でございます。

事務局 (金成主査)	最初に申し上げましたが、次回は最終案を提示し御協議いただくことを想定しております。 本日の協議においては、標準額を変更する項目、その額、コンバイン作業においては、どのような表記、標準額とするのが妥当かについて御意見をお願い致します。 なお、消費税については、本日決定いただくものではありません。 参考にご覧いただき、御意見をいただいた後、次回も最終案2案を御提案できますので、御承知置きください。 長くなりましたが、説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から協議の内容について説明がありました。 実際の標準額表の提示もありました。 事務局の冒頭の説明のとおり、受委託者双方の意見を基に考えなければなりません。 具体的な項目毎に議論を進めて参りたいと考えます。 まず、育苗について、御意見はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	次に、耕起についてですが、これは、今までロータリー耕5,800円としてきましたが、実際の支払いとして6,000円もある事例もありますので、6,000円ではどうかということであります。 これは、多少は値上げの項目が全てこのようにいくというわけではありませんが、この標準額の妥当性について、200円を上げることについて、これについては御意見ございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	金額的には、200円ということですが、他市町村を参考にすると、須賀川市のように若干高い所があったり、福島市などは安かったり、一概にどの金額が妥当かという意見があればなのですが、どうですか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	あくまでも、委託側が、農作業労働賃金で耕起から田植え、刈り取りまで頼んだ場合、計算したら、これはやってもらった方がいいという傾向もあるので、やみくもに燃料代が上がっているからこれくらいいただきたいという気持ちもわかる、現状も分かるのですが、

議 長 (草野会長)	頼む側の気持ちも考えて検討しなければなりません。 では、この間から問題になっている、畔ぬりですが、60円まで行く間に、間をとるかという考え方も、他市町村を見るとあるのですが、実質価格改定については、畔ぬりの50円はどうかという意見が出されています。 これについては、5円若しくは10円の増額もやむを得ないのではないかと考えますが、御意見はございますか。 特に、受託側の意見として伺いたいのですが、どうでしょうか。
17番 箱崎委員	議席番号17番、箱崎寿正です。 畔ぬりは、どうしても、比較的ゆっくり作業する部分があるので、作業に比べて、どうしても長くなる傾向があります。 そのため、会長の御意見のとおり、10円上げていただけると助かります。
議 長 (草野会長)	受託側の意見をいただきました。 他市町村の価格や、これまでの意見を踏まえ、畔ぬりについては、多少アップするという意向でよろしいですかね。
24番 蛭田委員	議席番号24番、蛭田元起委員。 役員会では、協議しなかったので発言しなかったのですが、作業代の値上げを考えた時に、春作業も秋作業も値上げするでは、委託する側が大変だと思うんですね。 値上げを検討するのであれば、重点作業について値上げやむなしという議論をするのが良いのではないのでしょうか。 代かきも、田植えも、稲刈りも値上げするでは、委託する側では、本当に農業を辞めてしまうということになるのではないかと思います。 今回の資料の1ページの協議の視点として、双方の視点に立って考えなければならないということがありますので、私は、今言った方向で検討してはどうかという思いがあります。 以上です。
議 長 (草野会長)	赤字に書いている項目が、上がる金額ということではなく、検討を要する項目であると説明がありました。 その都度、協議を行っているのですが、実際に上げないといけな いものについて具体的に協議をしております。 実際に、畔ぬりに関しては、箱崎委員の意見なども尊重しながら、 どうだろうかという協議をしているところです。

議 長 (草野会長)	他の項目も、今の職代の意見のとおり、慎重に検討していなければならぬ。 今後、11月の最終決定に至って、皆さんから意見をいただいて決定するわけですのでね。 他の市町村の金額も参考とすると、55円として、5円アップするというのもあるかと思います。 今回については、そのように表記するという風にするのはどうでしょうか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	代かきその他に関してですが、実際の価格が標準額より高くもらっているというの多いのですが、この辺りは、前回もそうですが、職代の意見からもあった通り、委託側の意見がかなりありますので、今まで通りの作業料金でいくというのが、妥当だと思うのですが、どうでしょうか。 代かき、田植え、防除、この項目について、御意見ございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	これは、春作業の部類に入ります。 秋作業となると、コンバイン以降となる。 この辺りも、金成主査から試案が色々と出ましたが、価格も様々あるということで、検討しなければなりません。 代かき、田植え、防除に関しては、御意見が無ければこの価格で行きたいと思いますが、よろしいですか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	次の、コンバインの欄で、刈り取り、乾燥、運送の3作業を合わせた金額となっています。 他市町村の価格を見ると、本市より高い金額を設定されているところもあります。 相馬市などは、耕地が本市より大きいということで、その分作業料金に反映するため、本市より安い。 乾燥に関してですが、乾燥機などは、大きくやっている方は、小さい石数の機械は持たない。 実際に対応しないよという例もある。 その場合は、地区内で、小さい農家ではより小さい乾燥機を保有

議 長
(草野会長)

し、対応しているところもある。

実際に、私の地域でも、ライスセンターには入らないけれども、3反歩弱でも対応できる乾燥機を持っている農家が対応していることもある。

石数に偏ると、かなり複雑な計算式になってきますので、今までのある程度ざっくりした金額を提示することも、標準額の妥当性としては考えられるのではないかと思います。

ただ、乾燥に関しては、他市町村と比較すると、須賀川市は8,800円、二本松市だと7,900円、南相馬市の場合は8,000円。

そうすると、いわき市の場合は、油代を考えると上げたいという意見もあるわけですが、とりわけ安いというわけではない。

コンバインの秋作業の刈り取りですが、17,000円について、意見はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

いわき市の場合、28,000円でやってきたわけですが、今後もこの金額でどうかということになりますが、如何でしょうか。

後ですね、乾燥の協議の内容の中で、10aを単位としていました。ここを、kgに変更できないかという話もあった。

そうすると、張込量も考えて決めて欲しいという意見もあった。

10aをkgに変更すべきかという意見があります。

これは、1反歩当たりの収穫量が違うという意見がありました。

1反歩9俵取る人と、7俵取る人、またそれ以下という人もいる。

そういったところが反映されていないのではないかと思いますのでね。

今まで、10aできているわけですが、kgにすると、多少は戸惑うこともあるかと思います。

これについては、御意見ございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御意見も無いようですので、コンバインとしては、刈り取り、乾燥、運搬とありますが、28,000円の流れで、今回いこうということで理解してよろしいですかね。

もみ摺に関してですが、前回、50円アップという意見がありました。

もみがらの処理については別途との追記も検討されるところです。

議 長
(草野会長)

これまで、30kg3,000円ということでした。
処理代は含まないとするものですが、意見として出されたのが、アップして欲しいということでした。
同時にやる場合も50円アップ。
色選の場合は、通常300円ですが、こちら、50円アップしてはどうかとの表です。
実際に受託している農家の意見を聞くと、もう、燃料は上がっているのでは何かしてくれという話も聞きますのでね。
その辺りを含め、この3項目をあげるべきだとの意見はありますか。

18番
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。
もみがらの問題は長年課題になっていて、ここにきて、メンバーが変わり新たに噴出した問題だと思います。
やはり、それだけ、もみ摺やっている方が負担になっている。
前回のある農業委員の方が、色々他に利用できないかとの意見もありました。
畜産が盛んな所だと、引取りもしてもらえますのですが、都市部になると中々処分が進まず困っていて、運搬の機械もあるのですが、それだけ時間が取られてしまう。
一番いいのは、業者が来てくれて持って行ってくれるのがいいのですが、それだけ負担になってくる。
ということで、50円アップというのはやむを得ないのではないかと思います。
同時に、色選やる場合も50円は、同じ作業なのでアップするのもやむを得ないのではないかと思います。
しかし、持ち込みで色選だけやる場合は、もみ摺の作業をするわけではないので、そのままの300円で良いのではないかと思います。

議 長
(草野会長)

持ち込みというのは、もみ摺だけ依頼するための持ち込みですか。

20番
坂本委員

議席番号20番、坂本和徳です。
鈴木委員が言ったように、もみ摺と同時のやつは、50円アップは仕方が無いと思いますが、色彩選別だけというのは、もみ摺終わってのカメムシ関係の着色米を取り除いてくれというものなので、もみがらが抜けた玄米の状態なので、色彩選別だけの持ち込みは、50円アップしなくても問題ないのではないかと思います。

議 長 (草野会長)	では、もみ摺と色選を同時に行う場合は、50円アップもやむを得ないとの意見、色選だけの場合は300円のそのままということでしょうですね。 耕起については、畑作6,000円という意見もあったのですが、畑作業の耕起に関しては、御意見ございますか。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 畑作耕起なのですが、受託はしたことはないのですが、以前からあるとおり、田の耕起と畑の耕起で値段が200円違うのですが、個人的な感想として、ロータリーのかけ方なのですよ。 草にならない程度のかけ方でしたら、これで構わないのですが、作付けするための耕起であれば、たい肥まいてあったり、肥料がまいてあったりで、ゆっくり細かくしないとイケませんので、この単価では正直安いのではないかと思います。 そう感じています。
議 長 (草野会長)	水田のロータリー耕と畑のロータリーでは水田の方が200円高いということですね。 実際、畑も作業の内容によっては、もう少し上げてもらいたいということですね。
20番 坂本委員	その通りですが、作業受託となると、誰もが無いだろうと思います。 小規模農家でも、トラクターとか管理機とかありますのでね。
議 長 (草野会長)	畑では水田とは土質が違っているため、200円の差があるのかなと思います。 この辺りは、具体的な御意見がなければ、当事者間の話し合いの余地がありますので、水田と畑とで差がありますが、これでいくことに問題はありませぬね。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	全体的なバランスですが、今までは値上げには慎重にしておりましたが、昨今の状況を鑑みると、一部の値上げはやむ無しということで、議論を進めてきました。 皆さんの意見と、受託者の意見を踏まえてやってきて、最終決定に向けて進めて参りました。 これらについては、御意見はございますか。

15番
新妻委員

議席番号15番、新妻信夫です。

私の住む、夏井川河口流域や仁井田川河口流域なのですが、今年の稲刈が進んでおり、3分の2くらいは終わっているのですが、早く刈った人の意見を聞くと、収量として、1反当たり495kgが私たちのところなのですが、取れ高で5俵から6俵という人が多くいるのですよ。

そうすると、今までの標準額表で10a当たりでやってしまうとかなり割高になるのですよ。

もみ摺も負担が大きくなる。

原因はというと、河口付近になるものですから、上からやってきて、一番最後、5月の20日からそれ以降に田植えをして、穂が出たのが8月の15日以降なのですよ。

あの時、一週間くらい晴れませんでしたよね。

本当に酷いのですよ。

作業を全部お願いしている人からすると、もう辞めてしまおうと考える人もいます。

荒らしておく人もいるということも考えていただきたい。

共済組合に出したのですが、1反当たり350kgくらいだから、7割だと該当にならないと言われたりして、もう共済組合に入っている必要もないだろうという話も出ています。

本当に、赤沼、六十枚地区は酷いです。

そういった状況もあることを頭に入れておいていただきたいと思います。

議 長
(草野会長)

貴重な御意見ありがとうございます。

実際に収穫量によって、色々な御意見があると思います。

共済保険についても、中山間地だと、1反当たり9俵で想定されていますが、コシヒカリだと実際には倒れるか倒れる一歩手前までにしないと9俵は摂れない。

なんぼがんばったって7俵から8俵、天のつぶは別としても、収量の差があるので、当初にあった、受託側の意見だけでなく、委託側の意見というのが、今の新妻委員の意見であって、この項目の全部を上げるというわけではありません。

項目的に多少やむを得ないだろうという意見が今まで協議してきました。

来年度以降も色々と変わっていくだろうと思います。

作業料金について委託している側が、効率が良からこの料金なら頼むよとした場合に、担い手にその比重がかかってしまうというのも問題になります。

議 長 (草野会長)	担い手がどんどん増えてくるのであれば、対応もできるでしょうが、そういう状況には中々なりにくい状況ですのですね。 作業料金もそういうものを含みながら、適正な料金にしていかなければならないという責任もあるなと思います。 次回は、これまでの意見を参考にしながら、最後の協議を行いたいと思います。 他に、御意見はございますか。
5 番 田子委員	議席番号5番、田子耕一です。 ひとつお聴きしたかったのですが、一番下に書いてあります、課税売上額が1千万円以上であった場合は別途消費税がとあります。 農産物については、消費税は8%でよろしかったのですよね。 来年、再来年あたりから、8%に限定になっているものは、消費税支払い認定を受けた方が発行する領収書を持っていないと、経費として認められないということを聞いたものですから、委員の中に税理士の方がいたと思いますので、その方にお聞きしたいなと思っておりました。 ここで、1千万円を超える場合は消費税が加算されますというのは、入れない方がいいのではないかと感じますがいかがでしょうか。
議 長 (草野会長)	まず、事務局から今の御質問についてありますか。
事務局 (金成主査)	田子委員の前段の御質問ですが、現在の消費税は10%とされており、日用食料品等に軽減税率の8%が適用されているものと認識しています。 そのため、農産物については、条件により軽減税率の8%が適用されますが、農作業の労働賃金については、請負であるため、10%が適用されるものと認識しています。 後段の標準額表の表記については、詳細を確認した上で、次の最終案の際にどのようにするか検討したいと考えます。
23番 木幡委員	議席番号23番、木幡仁一です。 税理士としての立場で発言します。 税金については次の総会で御提案をいただいた上でということでしたが、今程御質問をいただきましたので、お答えします。 課税売上高が1,000万円を超える場合には、請負額に別途消費税が加算されますという表記は入れておくべきだと思います。 これはあくまでも、当事者間でお話をいただく時に、この金

23番
木幡委員

額を標準として考えてくれということで、先ほどから色々な御意見があります。

私は、その立場から意見を申し上げますが、これでは高いという方もいれば、安いという方もいる。

状況によって、これに上乘せしてもらわないとだめだという場合もありますし、この作業だけでいいという状況もそれぞれございます。

それについては、この表を標準として決めて、当事者間で決めていただければと思うのですけれども、最終的に、皆様の所得計算をなさって、消費税の納税義務者になる方にあたっては、納税義務が発生して参りますので、この旨、別途でという書き方をしておく必要があります。

当事者間の請求額、支払額は税込み価格で結構なのですが、お互いの請求書、作業の内容書については、この作業についていくらということで、たぶん、標準額は別途でお書き頂いて、消費税を足すというやりの方が良いのではないかと思います。

特に、令和5年の10月は、皆さんの作業がちょうどインボイスという制度が始まりますが、それが9月末と10月以降の作業で、必要な書類が違って参ります。

9月末までは通常の領収書、10月からはインボイスというものを発行して、お互いが課税事業者であるか、ここでいうと委託を受けた方、受託した方ですけども、御自分が課税事業者か、免税事業者かということを表明しないといけないということがありますので、それを考えると、税込みで表示いただくと、立場によってまるっきり変わる。

それから、9月と10月を挟んで、表記のやり方がまるっきり変わりますので、できればこれは消費税抜きで表記をいただいて、当事者間はそのような対応をしていただくのが合理的だと思います。

次回にまたお話しする機会もあるかと思いますので、説明は以上です。

議 長
(草野会長)

詳細な説明ありがとうございました。

他に、御質問はございますか。

11番
鈴木委員

議席番号11番、鈴木理です。

来月、私も福島で会議があり欠席になろうかと思いますので、申し上げます。

ずっと、作業労働賃金の進め方、流れを見て、聞いて感じたことですが、まずひとつは、8月23日に事務局から出された資料には、

11番
鈴木委員

金額について、この金額で議論をすべきだ、この金額が妥当かどうかについて議論すべきだという文言がございました。

そして、9月の15日の総会で、表も出ておりますが、いわゆる受委託双方の立場というものを考えなければならない。

その後、その文言が出てきました。

大変申し訳ありませんが、議長の今日のお話も、油の高騰があるとの話はございますが、米の価格については一言も出てないのですね。

皆さんからも出ていません。

今年の、米の暴落のタイミングの時に、果たしてここで上げて欲しい、これが適当だと言われる金額というのが、本当に、この資料だけ、いわゆる作業労働賃金の金額の表示されたものを農業者が受け取った時に、受委託双方本当にこの数字だけで、皆納得できるのだろうか、私は、少なくとも、変更する場合は、高くても、低くても、なぜこの金額が出てきたのかという説明を、きちんと農業者にする手立てを、当然考えながら、進んでいかないと、これは、出た数字だけでは、どこで、どういう形で決めたのだということになりかねないと思っております。

これが、担い手をいいながら個人の立場じゃなく、我々は農業委員会の農業委員として議論しているわけですから、この立場だけはきちんと自覚しながら、農業委員会から出される資料については、皆が納得できる数字の説明というものを私は出していかなければならない、このことを十分考えて、最終的なまとめに進んで欲しいなと思っております。

それから、もみがらの希望者であります、私のところに業者が何度か来ております。

もみがらから、化粧水に含まれるシリカという成分があるのだそうです。

私も化粧品屋に行って聞いてみしたら、確かにもみがらからは、シリカという成分が出ているということは承知してますとのことでした。

そのシリカを抽出する施設、機械が1,500万円から2,000万円かかるそうですが、もし希望者があれば、もみがらの処理も含めて、まあ、その業者の話ですからどこまで信用できるか分かりませんが、かなり注目されて高値で取り引きがされているという話でした。

もし希望者があれば、私はその方に斡旋を致します。

そんなことも、含めて、この進み具合の感想といいますか、お願いを含めて申し上げさせていただきました。

議 長 (草野会長)	ありがとうございます。 今、鈴木委員から意見があった通り、回数を重ねてきたわけで、今日に至りました。 当然、委託者の意見も聞きながらの価格設定ですが、この項目からするとやはり同額もやむなしというのが8割方で、2割くらいが検討した方がよいのではないかということでした。
11番 鈴木委員	ひとつだけ発言します。 協議に入る前のアンケート調査では、適当という方が圧倒的に多いという結果であった。 このことも十分考慮していかないと、ここの会議で高い、安いという議論が圧倒的だというだけでは、済まないということも含めて、ですから、説明も含めてきちんとした対応を検討しなければならないということです。
議 長 (草野会長)	今の、鈴木委員の意見に同感であります、決定に至るまでのプロセスというのがありまして、皆さんから意見をいただかないとやみくもに、今大変だから同じ値段でいいだろうというのもどうかという意見もありますので、ただ標準額は6,000円だけど、実際には6,500円もらっているのだということもあるということを考慮して、それらを検討した上での結果を表記してきたところでもあります。 それらの協議の結果が今に至っている。 次回には、おおよそ最終的な結論を出すわけですが、この場だけの審議だけではなくて、自宅に戻っても、作業しながらでも頭に思い浮かべながら、それらの思いを持って次回に臨んで欲しいというお願いをして、本日の協議はこれまでにしたいと思います。 なお、本日の資料には、消費税を込んだ案も作ってもらっています。 木幡委員の御意見のとおり、税抜きで表記する方が良いとのことですので、次回は本日の御意見を踏まえ、最終的な案を提示していただくこととします。 それを見ながら、次回は最終検討に進めて参りたいと思います。 事務局から発言はありますか。
事務局 (金成主査)	慎重な協議、貴重な御意見ありがとうございます。 本日までの協議を踏まえ、次回は最終原案を提示させていただきます。 その後は、JA福島さくらいわき地区本部と協議を進め、12月の総会に上程、1月には印刷を行い、1月末には配付を予定しており

事務局 (金成主査)	ます。 よろしくお願い致します。
議 長 (草野会長)	それでは、本日の協議はこれまでとして、次回、協議を進めて参ります。 次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かありますか。
事務局 (小川係長)	事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。 【資料４－１】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定素案について ⇒説明した。 【資料４－２】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」【素案】 ⇒説明した。 【資料４－３】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」【現行】 ⇒説明した。 【資料５】令和３年度農地利用意向調査の実施について ⇒説明した。
事務局 (金成主査)	【資料６】令和３年度福島県下農業委員会大会への参加について（通知） ⇒説明した。 【資料７】「農の雇用事業」令和３年度第４回募集等の実施について ⇒周知した。 【資料８】農作業死亡事故多発警報の発令について（通知） ⇒周知した。
議 長 (草野会長)	只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第５回総会を閉会致します。